

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成22年
6月15日
(火曜日)

目 次

訓令	山口県都市計画推進協議会規程の一部を改正する訓令(都市計画課)	一
告示	土地改良区定款変更の認可(農村整備課)	一
	土地改良事業施行の認可(農村整備課)	一
	土地改良事業施行の同意(農村整備課)	二
	土地改良事業計画変更の同意(農村整備課)	二
公告	平成二十二年毒物劇物取扱者試験の実施(業務課)	二
	大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(四件)(商政課)	二
	土地改良事業の工事の完了の届出(農村整備課)	八
	開発行為に関する工事の完了(建築指導課)	九
	企業管理規程	九
	水越ダム操作規程の一部を改正する管理規程	九
	宇部丸山ダム操作規程の一部を改正する管理規程	九

山口県訓令第五号



庁 中 一 般
各 出 先 機 関

山口県都市計画推進協議会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年六月十五日

山口県知事 二井 関 成

山口県都市計画推進協議会規程の一部を改正する訓令

山口県都市計画推進協議会規程(昭和四十四年山口県訓令第六号)の一部を次のように改正する。

別表第二健康福祉部の項中「障害者支援課長」を削り、同表土木建築部の項中「河川課長 河川開発課長」を「河川課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十二年六月十五日から施行する。



山口県告示第二百四十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成二十二年六月十五日

山口県知事 二井 関 成

土地改良区の名称
防府市大道土地改良区

認可年月日
平成二二、六、七

山口県告示第二百五十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第一項の規定に基づき、新規土地改良事業の施行を次のとおり認可した。

平成二十二年六月十五日

山口県知事 二井 関 成

土地改良区の名称
防府市大道土地改良区

施行地区
上迫口下地区

事業の種類
ため池の整備

認可年月日
平成二二、六、七

山口県告示第二百五十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第一項の規定により、市町が行う土地改良事業の施行について次のとおり同意した。

平成二十二年六月十五日

山口県知事 二井 関 成

市町名	施行地区	事業の種類	同意年月日
宇部市	藤ヶ迫地区	ため池の整備	平成二二、六、七
長門市	又衛地区	"	"
		"	"

山口県告示第二百五十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第一項の規定により、市町が行う土地改良事業の計画の変更について次のとおり同意した。

平成二十二年六月十五日

山口県知事 二井 関 成

市町名	施行地区	事業の種類	同意年月日
光市	光地区	暗きよ排水	平成二二、六、七



(一九一) 平成二十二年毒物劇物取扱者試験の実施

毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三三号）第八条第一項第三号の毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施します。

平成二十二年六月十五日

山口県知事 二井 関 成

- 一 試験の日時
平成二十二年十一月七日（日曜日）午前十時から正午まで
- 二 試験の場所
山口市秋穂二島一〇六二番地
山口県セミナーパーク

三 受験願書の受付期間

平成二十二年八月三十日（月曜日）から同年九月二十四日（金曜日）まで（郵送の場合は、九月二十四日までの消印のあるものは、有効とする。）

四 受験願書等の提出先

最寄りの保健所又は山口市滝町一番一号（郵便番号七五三一八五〇一）山口県健康福祉部薬務課に提出すること。

なお、郵送する場合は、封筒の表に「毒物劇物取扱者試験願書在中」と朱書すること。

五 提出書類

(一) 受験願書

(二) 写真（縦四センチメートル、横三センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のもの）

六 受験手数料

一万千六百円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

七 合格者の発表等

(一) 合格者の発表は、平成二十二年十二月一日（水曜日）とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県健康福祉部薬務課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。

八 その他

(一) 受験願書等の請求は、最寄りの保健所又は山口市滝町一番一号 山口県健康福祉部薬務課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「毒物劇物取扱者試験」と朱書し、百四十円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒（縦三十三センチメートル以上、横二十四センチメートル以上のもの）を同封すること。

(二) この試験についての問合せは、最寄りの保健所又は山口県健康福祉部薬務課（電話〇八三一九三三一三〇一八）にすること。

(一九二) 大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六條第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十二年六月十五日から同年十月十五日までの間、山口県商工労働

部商政課及び下関市経済観光部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十二年六月十五日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク小月店

所在地 下関市小月駅前一丁目一番一号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 代表者の氏名

三 サンデン交通株式会社 下関市羽山町三番三号

三 変更に係る事項の概要

林 孝介

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社丸久	藏 澄 均	田 中 康 男

四 届出年月日

平成二十二年五月二十七日

五 変更年月日

平成二十二年四月七日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク彦島店

所在地 下関市彦島福浦町二丁目一五の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 代表者の氏名

三 株式会社丸久 防府市大字江泊一九三六

三 変更に係る事項の概要

田中 康男

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社丸久	藏 澄 均	田 中 康 男

において小売業を行う者の代表者の氏名 株式会社丸久

四 届出年月日

平成二十二年五月二十七日

五 変更年月日

平成二十二年四月七日

(一九三) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十二年六月十五日から同年十月十五日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市産業経済部商業観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十二年六月十五日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク恩田店

所在地 宇部市草江一丁目一番一号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 代表者の氏名

三 株式会社丸久 防府市大字江泊一九三六

三 変更に係る事項の概要

田中 康男

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社丸久	藏 澄 均	田 中 康 男

四 届出年月日

平成二十二年五月二十七日

五 変更年月日

平成二十二年四月七日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地 名 称 アルク西宇部店 所在地 宇部市大字際波一六〇二の一 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名 名 称 住 所 代表者の氏名 株式会社丸久 防府市大字江泊一九三六 田中 康男 三 変更に係る事項の概要 変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 大規模小売店舗を 設置する者の代表 者の氏名 大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の代表者の氏 名 株式会社丸久			変更 前 後	変 更 前 後	田中 康男
一 大規模小売店舗の名称及び所在地 名 称 アルク琴芝店 所在地 宇部市西琴芝一丁目九一〇 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名 名 称 住 所 代表者の氏名 株式会社丸久 防府市大字江泊一九三六 田中 康男 三 変更に係る事項の概要 変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 大規模小売店舗を 設置する者の代表 者の氏名 大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の代表者の氏 名 株式会社丸久			変 更 前 後	変 更 前 後	田中 康男
四 届出年月日 平成二十二年五月二十七日 五 変更年月日 平成二十二年四月七日					

一 大規模小売店舗の名称及び所在地 名 称 アルク南浜店 所在地 宇部市南浜町二丁目八番四号 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名 名 称 住 所 代表者の氏名 宇部マテリアルズ株式会社 宇部市大字小串一九八五 安部 研一 三 変更に係る事項の概要			変 更 前 後	変 更 前 後	田中 康男
四 届出年月日 平成二十二年五月二十七日 五 変更年月日 平成二十二年四月七日					

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名	変更前	変更後
株式会社丸久	藏澄均	田中康男	田中康男

四 届出年月日
平成二十二年五月二十七日
五 変更年月日
平成二十二年四月七日

(一九四) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十二年六月十五日から同年十月十五日までの間、山口県商工労働部商政課並びに山口市経済産業部商工振興課、山口市小郡総合支所、山口市秋穂総合支所及び山口市徳地総合支所において公衆の縦覧に供します。

平成二十二年六月十五日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク山口店

所在地 山口市中央四丁目二八三五

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社丸久 住所 防府市大字江泊一九三六 代表者の氏名 田中 康男

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項の概要 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
株式会社丸久	藏澄均	田中康男	田中康男

四 届出年月日

平成二十二年五月二十七日
五 変更年月日
平成二十二年四月七日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク大内店

所在地 山口市大内矢田九一〇の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社サンマート 住所 防府市大字新田一〇二二の三 代表者の氏名 原田 頼幸

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	変更前	変更後
田中 康男	原田 頼幸	原田 頼幸	原田 頼幸

四 届出年月日

平成二十二年五月二十七日

五 変更年月日

平成二十一年五月二十八日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク大内店

所在地 山口市大内矢田九一〇の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社サンマート 住所 防府市大字新田一〇二二の三 代表者の氏名 原田 頼幸

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
株式会社丸久	藏澄均	田中康男	田中康男

五

<p>四 届出年月日 平成二十二年五月二十七日 変更年月日 平成二十二年四月七日</p>		<p>一 大規模小売店舗の名称及び所在地 名称 アルク平川店 所在地 山口市平井七二四の一</p>		<p>二 届出者の氏名及び住所 氏 名 住 所 荒瀬 剛一 山口市平井七七九</p>		<p>三 変更に係る事項の概要 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 株式会社丸久 変更 前 田中 康男 変更 後</p>	
<p>五 届出年月日 平成二十二年五月二十七日 変更年月日 平成二十二年四月七日</p>		<p>一 大規模小売店舗の名称及び所在地 名称 アルク小郡店 所在地 山口市小郡下郷二二三の一</p>		<p>二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名 称 住 所 代表者の氏名 株式会社丸久 防府市大字江泊一九三六 田中 康男</p>		<p>三 変更に係る事項の概要 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 変更 前 変更 後</p>	

<p>四 届出年月日 平成二十二年五月二十七日 変更年月日 平成二十二年四月七日</p>		<p>一 大規模小売店舗の名称及び所在地 名称 サンマート秋穂店 所在地 山口市秋穂東六七四六の一</p>		<p>二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名 称 住 所 代表者の氏名 秋穂ショッピングセン 山口市秋穂東六七四六の一 ター協同組合 原田 欣知</p>		<p>三 変更に係る事項の概要 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 株式会社サンマート 変更 前 田中 康男 変更 後 原田 頼幸</p>	
<p>五 届出年月日 平成二十二年五月二十七日 変更年月日 平成二十一年五月二十八日</p>		<p>一 大規模小売店舗の名称及び所在地 名称 徳地ショッピングセンター 所在地 山口市徳地堀一六一三</p>		<p>二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名 称 住 所 代表者の氏名 有限会社興和 山口市小郡高砂町七番三二号 伊勢本哲史</p>		<p>三 変更に係る事項の概要 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名 株式会社丸久 変更 前 変更 後</p>	

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
株式会社丸久	株式会社丸久	藏澄均	田中康男

四 届出年月日

平成二十二年五月二十七日

五 変更年月日

平成二十二年四月七日

(一九五) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十二年六月十五日から同年十月十五日までの間、山口県商工労働部商政課及び防府市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十二年六月十五日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク三田尻店

所在地 防府市大字新田一―の五

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社丸久 住所 防府市大字江泊一九三六 代表者の氏名 田中 康男

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
株式会社丸久	株式会社丸久	藏澄均	田中康男

四 届出年月日

五 平成二十二年五月二十七日
変更年月日

平成二十二年四月七日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク牟礼店

所在地 防府市大字江泊一九三六

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社丸久 住所 防府市大字江泊一九三六 代表者の氏名 田中 康男

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
株式会社丸久	株式会社丸久	藏澄均	田中康男

四 届出年月日

平成二十二年五月二十七日

五 変更年月日

平成二十二年四月七日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク中関店

所在地 防府市大字田島一四九七の二

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社丸久 住所 防府市大字江泊一九三六 代表者の氏名 田中 康男

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
株式会社丸久	株式会社丸久	藏澄均	田中康男

大規模小売店舗を 設置する者の代 表者の氏名	株式会社丸久	藏澄均	田中康男
大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の代表者の氏 名	"	"	"

四 届出年月日
平成二十二年五月二十七日
五 変更年月日
平成二十二年四月七日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 アルク防府店

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 所 代表者の氏名

三 株式会社サンマート 防府市大字新田一〇二二の三
三 変更に係る事項の概要 原田 頼幸

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の 代表者の氏名	田中 康男	原田 頼幸

四 届出年月日
平成二十二年五月二十七日
五 変更年月日
平成二十一年五月二十八日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 アルク防府店

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 所 代表者の氏名

三 株式会社サンマート 防府市大字新田一〇二二の三
三 変更に係る事項の概要 原田 頼幸

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売 業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の代表者の氏 名	株式会社丸久	藏澄均	田中康男

四 届出年月日
平成二十二年五月二十七日
五 変更年月日
平成二十二年四月七日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 サンマート華城店

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 所 代表者の氏名

三 株式会社サンマート 防府市大字新田一〇二二の三
三 変更に係る事項の概要 原田 頼幸

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売 業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の代表者の氏 名	株式会社サンマート	田中 康男	原田 頼幸

四 届出年月日
平成二十二年五月二十七日
五 変更年月日
平成二十一年五月二十八日

(二九六) 土地改良事業の完了の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第一項の規定により、
次のとおり土地改良事業の完了の届出がありました。

平成二十二年六月十五日

山口県知事 二井 関成

土地改良事業を行う者の名称又は氏名 事業の名称 工事着手時期 工事完了時期
 岩国市 玖珂(重兼) 平成一二、一、一二 平成二二、三、三一
 地区 用排水施設の改修

(一九七) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十二年六月十五日

山口県知事 二井 関成

- 一 開発区域に含まれる地域の名称
下松市瑞穂町四丁目及び潮音町四丁目
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
周南市岐南町一〇番一号
有限会社三晃開発
- 一 開発区域に含まれる地域の名称
下松市南花岡一丁目
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
下松市南花岡二丁目一番二二号
国居 稔明

山口県企業管理規程第八号

水越ダム操作規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。



平成二十二年六月十五日

山口県公営企業管理者 児玉 啓一

水越ダム操作規程の一部を改正する管理規程
 水越ダム操作規程(昭和五十一年山口県企業管理規程第四号)の一部を次のように改正する。
 別表第二中「山口県土木建築部河川開発課」を「山口県土木建築部河川課」に改める。

附則

この管理規程は、平成二十二年六月十五日から施行する。

山口県企業管理規程第九号

宇部丸山ダム操作規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成二十二年六月十五日

山口県公営企業管理者 児玉 啓一

宇部丸山ダム操作規程の一部を改正する管理規程
 宇部丸山ダム操作規程(昭和五十三年山口県企業管理規程第五号)の一部を次のように改正する。
 別表第二中「山口県土木建築部河川開発課」を「山口県土木建築部河川課」に改める。

附則

この管理規程は、平成二十二年六月十五日から施行する。

平成二十二年六月十五日
発行

発行
行人所

山口県
知事
庁